

市長交際費の取り扱いについて

H23.4.1 秘書課

1 弔費

○原則として送るもの △送る場合があるもの

区分	続柄	香料	生花	弔電	弔辞	備考
市政功労者(功劳)	本人	5,000円	○	○	○	
市政功労者(有功)	本人		△	○	△	2以上に該当するとき、又は功績が顕著なときは生花、弔辞送る場合あり
委員(議会の同意を得る者)	本人	5,000円	△	○	△	功績が顕著なときは生花、弔辞送る場合あり
民生委員、保護司等市政に関わりの深い者	本人	5,000円	△	○	△	功績が顕著なときは生花、弔辞送る場合あり
国会、県議会議員	本人	10,000円	△	○	△	
市議会議員	現職本人	10,000円	○	○	○	
	現職親族	5,000円	△	○		
職員	現職本人	10,000円	○	○	○	
	現職親族			○		
その他市政に関わりのある者		その都度協議して決定	同左	同左	同左	

※ 親族は、実父母、配偶者及び子の範囲とする。

2 慶費その他

○各種団体等の懇親会、式典、祝賀会等で飲食が伴うもの

会費制のもの：会費の額を支出する。

会費制でないもの：原則、祝儀として5,000円を支出する。

※社会通念上又は他の同様な式典等との比較から5,000円では不適当と判断される場合は、適当な額を祝儀として支出する。

○地域の祭り（町内の夏祭り、納涼祭、盆踊り大会等）に招待された場合、祝儀等は出さない。

3 見舞い

区分	対象	見舞金等	備考
市政功労者（功労受章者又は2以上の有功受章者）	本人	1万円以下の見舞金又は花	
委員（議会の同意を得る者）	現職本人	1万円以下の見舞金又は花	
議員（国会、県議会、市議会）	現職本人	1万円以下の見舞金又は花	
その他特に市政に関わりの深い者	本人	1万円以下の見舞金又は花	